

2 死亡災害の概要(一覧)

令和7年発生

業種	管轄	発生月 発生時間	事業規模	事故の型 起因物	発生状況
食料品製造業	静岡	1月 12時～13時	100～299人	高温、低温の物との接触 炉・窯	3,000リットルの抽出窯を使用して魚の出汁を抽出する工程において、被災者が抽出窯の保温ジャケットの縁に立ち、長さ約1mの棒で落とし蓋を押し込む作業をしていたところ、抽出窯の中に転落した。被災者は転落した際、すぐに自力で脱出しホースで自分の身体に水をかけたものの、全身の85%の部分に熱傷を負い、治療を行っていたがその後死亡した。
	磐田	1月 13時～14時	10～29人	墜落、転落 作業床・歩み板	被災者は工場建屋の庇で、業務用エアコンの室外機を固定しているボルトを取り外す作業を行っていたところ、体勢を崩し、高さ3.7m下の地面に墜落した。災害発生時、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった。
木材・木製品製造業	浜松	11月 15時～16時	30～49人	はさまれ、巻き込まれ フォークリフト	本社倉庫内で、木材を梱包・搬送するために、フォークリフトを使用して木材の運搬作業を単独で行っていたところ、被災者がフォークリフトと木材を積んだ棚の間に挟まれ、心肺停止状態で発見され、その後、死亡が確認された。
窯業土石製品製造業	三島	9月 10時～11時	10人未満	墜落、転落 通路	墓石の戒名板(重さ70kg)の据付作業を被災者と同僚の2名で行っていた。被災者は、墓石南側で高さ78cm、幅12cm程度の外枠羽目石に右足を、高さ65cmの芝台に左足をかけて作業を行っていた。同僚は墓石北側におり、戒名板の位置調整を行っていたところ、視界に被災者がいないことに気づき、確認したところ、頭部を墓地の床面、両足を芝台に投げ出し、頭部から出血し仰向けで倒れていたもの。
金属製品製造業	浜松	1月 14時～15時	10人未満	交通事故(道路) トラック	第一当事者の軽四輪車(運転者死亡)は片側1車線の県道を南進して右カーブを進行中、第二当事者の準中型自動車(運転者怪我なし)は同道路を北進して左カーブを進行するところ、道路右側にはみ出して第一当事者と正面衝突したもの。
輸送用機械等製造業	浜松	6月 9時～10時	100～299人	はさまれ、巻き込まれ 産業用ロボット	派遣労働者である被災者は、溶接ラインにおいて、溶接ロボット設備の機械の操作中、搬送用ロボットと溶接治具との間で身体を入れて設備の状態を確認しようとしたところ、搬送ロボットと溶接治具の間に挟まれて、意識不明の重体で入院していたものの、令和8年1月7日に死亡した。
	浜松	7月 19時～20時	10人未満	高温、低温の物との接触 高温・低温環境	工場内で新幹線車両の組付けを行う作業現場に、一次下請の労働者として入場していた被災者は、作業場を一時離脱して作業場外で座り込んでいたところを、協力会社の作業員が発見して身体冷却等の措置を実施した。約1時間後、帰宅のためタクシーに、乗車しようと立ち上がったところ、倒れ込み、地面に後頭部を打ち付け、意識を失ったため、緊急搬送をしたものの、3日後に死亡した。
その他の製造業	三島	5月 13時～14時	10人未満	はさまれ、巻き込まれ 不整地運搬車	被災者は、建設現場に持ち込まれていたクローラダンプの荷台の油圧装置に作動不良が認められたため、出張して修理を行っていた。被災者を呼びに来た当該現場作業員がクローラダンプの荷台と車体の間に身体の大部分が挟まれた状態の被災者を見つけた。

業種	管轄	発生月 発生時間	事業規模	事故の型 起因物	発生状況
土木工事業	沼津	3月 11時～12時	10人未満	崩壊、倒壊 その他の材料	護岸工事に使用する小口止工(コンクリート擁壁)の一部型枠部材を取り外し、取り外した部材を被災者が小口止工に背を向けて拾い集めていた際に倒れ被災者に激突した。
	浜松	6月 10時～11時	10人未満	墜落、転落 はしご等	被災者は、架設の橋のたもとのH鋼を切断するために、脚立をはしごとして利用し、ガス切断を行っていたところ、バランスを崩し、はしごと3メートル下の水路底へ転落した。病院で治療を受けていたが、令和7年7月4日に死亡した。
建築工事業	沼津	2月 14時～15時	10人未満	墜落、転落 足場	個人宅の外壁、屋根の塗装工事を行う建設現場において、屋根の塗装作業を行っていた被災者が高さ6mの足場西面から道路上に墜落し、死亡した。墜落位置等から被災者は足場の外部を墜落したと推定される。目撃者はおらず、共同作業員2名は外壁南面でコーキング材の注入作業に従事していた。
	沼津	3月 14時～15時	10～29人	崩壊、倒壊 建築物・構築物	ホテル解体現場にて解体用つかみ機の監視作業を行っていた被災者が、解体していた小屋のブロック壁に近づいたときに、当該壁の上部が崩れ、被災者に激突した。
	三島	4月 11時～12時	10人未満	墜落、転落 解体用機械	被災者他2名が、ホテルの解体工事現場において、地上3階から1階へ、解体用つかみ機を床面の開口部から下す作業をしていた。可搬式巻上機を組立て、チェーンブロックで、つかみ機のブームを1点吊りし、開口部に向けて、被災者は、つかみ機の横の位置から、前進する操作レバーを押し、同僚2名は、巻上機の両柱を押す作業をしていたところ、つかみ機がバランスを崩し落ち、巻上機の梁が座屈し、被災者も開口部から墜落した。
	島田	9月 14時～15時	50～99人	墜落、転落 建築物・構築物	解体中の建屋の4階スラブ(床部分)の端部から地上にかけて、約12.2メートル墜落したものの。本現場においては移動式足場を採用しており、被災者の墜落箇所には外周足場の設置無し。移動式足場移動後の、躯体から屋外開口にかけて墜落したものの。
道路貨物運送業	富士	3月 9時～10時	10～29人	墜落、転落 その他の用具	被災者はトレーラーの荷台で、銅板の締め付け作業を行った際、荷台のリングに掛けるべきレバーブロックのフックがリングに掛かっておらず、銅板に掛かった状態で荷締めを行ったがためにフックが外れ、その反動で約1.7m下の地面に墜落した。なお、本件災害により脊椎を損傷し、病院にて療養していたものの、令和7年4月29日に誤嚥性肺炎により死亡した。
林業	三島	7月 13時～14時	10～29人	飛来、落下 立木等	被災者は車両系木材伐出機械(走行集材機械)であるフォワーダに乗っていた。作業員1名はチェーンソーで伐木作業を行っており、被災者は伐倒先の作業道へバック走行で移動していたところ、伐倒木が被災者の乗るフォワーダにぶつかり、その伐倒木の枝葉がバック走行のために上半身を乗り出して進行方向の視認をしていた被災者の頭部に当たって被災した。被災者は保護帽を着用していなかった。
清掃・と蓄業	静岡	3月 15時～16時	10人未満	はさまれ、巻き込まれ 混合機・粉碎機	被災者と同僚Aの2名で、プラスチックの廃棄物をロールクラッシャーにて破砕する作業を終えた後、同僚Bがロール部分の排出側に残っていた廃棄物に気付き取り除こうとしていた。その様子気付いた同僚Aが、機械を動かせば取り除けると考え、同僚Bに起動スイッチを押させたところ、ロールの上部にいた被災者が下半身等を巻き込まれたもの。